

京都市里親制度広報のための映像制作等業務委託提案に係る選定基準

評 価 項 目	評 価 基 準
1 法人（配点 16 点）	
(1) 適合性	事業目的・事業内容を正しく理解した提案となっている。
(2) 実績	類似業務の実績を有している。
2 映像コンテンツ（配点 48 点）	
(1) メッセージ性	複雑な里親制度を、誰もが分かり、興味を引く内容で提案されている。
(2) 構成	魅力的な構成で、飽きない展開になっている。
(3) デザイン	インパクトがあり、印象に残るものになっている。
(4) オリジナリティ	オリジナルの表現になっている。
3 実行・効果（配点 24 点）	
(1) スケジュールの合理性	業務内容のスケジュールが具体的で合理的なものである。
(2) プロモーション	効果的な広報に繋がるプロモーションになっている。
4 費用見積額（配点 8 点）	
(1) 費用見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算の内訳、金額が適正に示されている。 ・ 以下のとおり、評価点数を決定する。 （費用見積額） 3,000,000 円～3,499,999 円：8 点 3,500,000 円～4,500,000 円：6 点 4,500,001 円～5,000,000 円：4 点 ※見積価格が委託上限額を超過している業者については、提案が優れていても採用しない。
5 地元企業（配点 4 点）	
(1) 地元企業	・ 提案者の本社所在地が京都市内にある。
合計 100 点（1 + 2 + 3 + 4 + 5）	

最低選定基準点は 60 点（最高点の 6 割）とし、当該基準を上回った者の中から選定する。